

介護保険 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

- ◎ 平成 19 年 3 月 31 日付厚生労働省の通知により、軽度者に係る福祉用具貸与について、運用の一部見直しがされました。
- ◎ この見直しにより、平成 19 年 4 月から医師の「医学的な所見」によって、国の示した状態像であると判断されるものについては、貸与が認められることとなりますが、該当する方につきましては比較的まれであると考えられますので、状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行ってください。
- ◎ サービス利用者が当該福祉用具の貸与を希望するときは、下記のとおり取り扱いをお願い致します。

1. 対象者 要支援 1、要支援 2 および要介護 1 の認定を受けた稲敷市の被保険者

2. 対象種目

(1) 車いす及び車いす付属品	(4) 認知症老人徘徊感知機器
(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(5) 移動用リフト（吊り具の部分を除く）
(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器	

3. 実施方法(申請～利用の流れ)

(1) 利用者の状態確認	◎ケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員（以下、ケアマネジャー等）は、主治医意見書を参考とし、利用者が例外給付に該当する可能性があるかどうか検討する。
(2) 医学的所見の確認	◎主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師の医学的所見に医師の氏名を記載しなければならない。
(3) サービス担当者会議の開催	◎医師の医学的な所見に基づき福祉用具貸与の必要性が示された場合、サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与が必要な状態であり、かつ判断基準に該当するかどうか検討する。
(4) 確認依頼書の提出	◎(2)及び(3)により福祉用具貸与の必要があると判断した場合は、「確認依頼書(様式1)」に下記の書類を添えて高齢福祉課に提出する。 ① 居宅サービス計画書（第1表～第3表）または支援計画書の写し ② サービス担当者会議の要点（第4表）またはサービス担当者会議録の写し ③ 軽度者に対する福祉用具の例外に係る医学的所見について（様式2-1～様式2-5のいずれか）
(5) 稲敷市からの通知	◎稲敷市は提出された書類を確認し、「福祉用具貸与例外給付確認通知書（様式3）」により、居宅介護（予防）支援事業所へ通知する。
(6) 利用開始日	◎高齢福祉課において確認を受けた日から福祉用具の貸与を利用することができる。 但し、5月末日までに確認をした分については、4月1日に遡ることができる。
(7) 評価・見直し	◎継続して利用される場合には、認定有効期間ごとに申請する。 ◎要介護1の利用者については月1回のモニタリング、要支援1・2の利用者については支援計画書の評価により最長6ヶ月に1度は必要性を見直し、その結果を記録する。 ◎種目を追加する場合は、再度、確認依頼書（様式1）及び医学的所見（様式2-1～2-5のいずれか）を提出する。